

利用定員届出等業務フロー①(利用定員届出・確認等届出)

利用定員設定の県への届出

教育・保育施設

※定員設定(又は変更)後3週間以内に県へ届出

施設設置者・事業者

①確認申請
 ※確認→確認申請書
 確認申請書等※
 (市町村が定める様式)
 [施設作成]
 ・「利用定員設定」又は「利用定員の変更」は県への届出が必要(定員増・定員減ともに)
 (定員増:施設から市町村へ変更申請[法32条]
 定員減:施設から市町村へ減少届出[法35条])

利用定員の
検討

③届出
 様式1-1
 (定員設定:確認)
 [市町村作成]
 ・様式を県へ提出

県

国

※私立幼稚園における認可定員を超えた利用定員の設定又は変更については、事前に県との協議が必要。(様式1-2)

○意見聴取
 ・意見聴取と県協議は、**並行して**実施することも可能
 ・利用定員設定の場合は**会議への意見聴取が必須(法31条)**
 ・利用定員変更の場合は**会議への意見聴取は任意**

市町村
 子ども・子育て
 会議

市町村

②確認(利用定員設定を含む。)

利用定員の
設定

受領

確認の届出

教育・保育施設

地域型保育事業

※確認等を行ってから、3週間以内に県に届出

①確認、確認辞退、確認取消・効力停止

- 教育・保育施設
 確認…法27条
 確認の辞退…法36条
 確認の取消、効力停止…法40条
- 地域型保育事業
 確認…法29条
 確認の辞退…法48条
 確認の取消、効力停止…法52条

※「確認」「確認の辞退」「確認の取消・効力停止」を行ったときは公示・届出が必要

公示

②届出
 様式2
 (確認等届出)
 (市町村作成)
 ・様式を県へ提出

利用定員届出等業務フロー③(計画変更協議)

法=子ども・子育て支援法

